

(別紙 1)

## 与那原町魅力発信事業地域活性化イベント運営委託業務委託に関する提案評価審査基準

### 1. 趣旨

この基準は、与那原町魅力発信事業地域活性化イベント運営委託業務に係る受託候補者を選定するために必要な事項を定める。

### 2. 審査項目

(1) 審査項目の評価割合は以下の通りとし、合計点を 100 点とする。

(2) 評価は、以下の審査項目ごとの評価点数の合計点数によって競う「総合評価方式」により行う。

審査項目	評価割合	評価主体
①業務経歴	10 点／100 点	事務局
②業務実施体制	10 点／100 点	事務局
③提案価格	5 点／100 点	事務局
④企画提案の内容（一次審査：書類）	15 点／100 点	事務局
⑤企画提案の内容（二次審査：書類・プレゼンテーション）	60 点／100 点	審査委員

(3) 審査項目①～④については、一次審査とし、上位 3 社のみが⑤の審査に進むことができる。

(4) 評価基準は、概ね次の通りとし実績・経歴事項は事務局が評価点を算出する。

（評価の着目点（判定基準））

ア 業務経歴（業務経歴書：別紙 3）

・同種または類似業務の実績（実績の有無、件数）、技術的事項が本業務に適しているか。

イ 業務実施体制（業務の実施体制：別紙 6-1、2 配置予定技術者：別紙 7-1、2）

・統括責任者（プロデューサー）及び管理担当者・担当者の実績及び専門性、手持ち業務件数、業務実施体制を確認する。

ウ 提案価格・妥当な価格になっているか。

エ 企画提案の内容・効果的な計測が可能で、継続可能な事業内容となっているか。

(5) 審査項目⑤の評価基準は、概ね次の通りとし審査委員会が評価し点数を決定する。

（評価の着目点（判定基準））

ア 基本的な考え方と取組姿勢及び実施方法

・事業計画、業務工程は契約期間内に無理なく履行できるものとなっているか。

・各業務項目に対する考え方と取組姿勢、実施方法が本業務の目的に達成するために必要かつ効果的な内容となっているか。

### 3. 審査方法

(1) 審査・評価の基準条件

上記の〈評価の着目点（判断基準）〉に基づき審査・評価を行う。

(2) 事務局審査（一次審査）を行い、上位 3 社を審査委員会によるプレゼンテーション（二次審査）にて審査を行う。

(3) 審査委員会は企画書内容及び業者プレゼンテーションを踏まえ選定審査表に基づいて審査・評価する。

(4) 業者プレゼンテーションは、本業務に携わる予定の統括責任者、管理担当者及び担当者が説明し、1 業者につき 20 分のプレゼンテーションを行って頂き、10 分の質疑応答の時間をもつ。公平性を保つため、持ち時間の超過は認めない。

(5) 評価点は選定審査表により採点された各委員の評価点を平均値とする。

(6) 審査委員会は、評価結果に基づき審議した上で受託候補者（契約予定者）を決定する。